

## 第16回 調布「憲法ひろば」(7月例会)のお知らせ

# 憲法が保障する「障害を持つ子ども」の権利とは?

調布市内で具体的に起こった「いじめ問題」と教育委員会の対応、

そしてその後……

### ●お話し(発題) …… 菅野千春・菅野一夫ご夫妻

千春さんは看護師、一夫さんは会社員、一男(小学生)一女(中学生)の両親です。

### ●司会 …… 青木道代さん

青木さんは「憲法ひろば」世話人、  
障害を負う人びと・子どもたちと「共に歩む」ネットワーク主宰。



## 今回のテーマの主旨とご参加のよびかけ

憲法は第26条において「すべての国民が等しく教育を受ける権利を有し、義務教育は無償とする」と明記しています。それに基づき「教育基本法」「子どもの権利条約」がその内容を充実させるために制定されましたが、これは一般の子どもたちのみならず、何らかの「しょうがい」をもっている子どもたちにとっては大きな支えとなりました。

さらに世界的な教育の流れとして国連ユネスコの「サラマンカ宣言」が各国に受け容れられ、「子ども」が先ず中心にいて、親・教師を中心とする国民全体が教育・福祉において彼らを守る責任があり、国家は教育内容について決定権を持たないことが明らかにされました。

特に子どもの「教育権(学習権)」を代弁する両親の責任は重大です。しかし、実際には様々な暴力が見えない形で子どもたちを取り巻き、子どもたちの笑顔が失われそうな現実があります。今回はそのような危機に陥った我が子を守るために、子どもを守る「法」を夫婦で学ぶことによって、子どもの笑顔を回復させた菅野さんご夫妻の経験を伺い、私たちが共に考えたいと思います。

育児中の親はもとより、子どもの有無にかかわらず未来の日本国民の育成に責任をもつ市民皆様のご来会を心からお待ち致します。

★日時★ 2006年7月23日(日)、午後1時30分開始、4時半終了予定

☆場所☆ 調布市市民プラザ「あくろす」3階 あくろすホール

調布市国領町2-5-15 市民活動支援センター (0424-43-1220)

2006年5月

調布「憲法ひろば」 調布市国領町2-5-15 あくろす2階 (〒182-8511)

市民活動支援センター内 メールボックス6番

FAX番号 0424-83-1566 (大野哲夫気付)

E-Mail [chofu9jou@yahoo.co.jp](mailto:chofu9jou@yahoo.co.jp)

WEBサイト <http://www.geocities.jp/chofu9jou/index.html>

みなさんの「例会」ご参加と、日ごろのご意見・ご感想のご投稿をお待ちしています